第六号様式別表五の五（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　別紙十九　挿入］

第六号様式別表五の五（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　略］

第６号様式別表５の５記載要領

１　この明細書は、法第72条の２第１項第１号イ若しくは第３号イに掲げる法人又は同項第４号に掲げる事業を行う法人が、法第72条の17又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第72条の17に規定する純支払賃借料の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

［２　略］

３　「（法第72条の２第１項第１号・第３号・第４号に掲げる事業）」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第１号」、「第３号」又は「第４号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

４　法第72条の２第１項第１号に掲げる事業、同項第３号に掲げる事業及び同項第４号に掲げる事業のうち２以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る純支払賃借料の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

［５　略］

第六号様式別表五の六（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙二十一　挿入］

第６号様式別表５の６記載要領

１　この明細書は、法第72条の２第１項第１号イ若しくは第３号イに掲げる法人又は同項第４号に掲げる事業を行う法人が、地方税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第１号）第１条及び第５条の規定による改正前の法附則第９条第13項（同条第14項及び第15項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）附則第９条第14項（同条第15項及び第16項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）の規定による控除を受ける場合（令和３年４月１日から令和４年３月31日までの間に開始した各事業年度においてこれらの規定の適用を受ける場合及び令和４年４月１日から令和５年３月31日までの間に開始する各事業年度において令和２年旧法附則第９条第14項の規定の適用を受ける場合に限る。）に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

［２　略］

３　法第72条の２第１項第１号に掲げる事業、同項第３号に掲げる事業及び同項第４号に掲げる事業のうち２以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る「報酬給与額⑳」から「付加価値額からの控除額㉞」までの各欄の金額について、計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

第六号様式別表五の五（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　別紙十八　挿入］

第六号様式別表五の五（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　同上］

第６号様式別表５の５記載要領

１　この明細書は、法第72条の２第１項第１号イ又は第３号イに掲げる法人が、法第72条の17又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第72条の17に規定する純支払賃借料の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

［２　同左］

３　「（法第72条の２第１項第１号・第３号に掲げる事業）」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第１号」と「第３号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

４　法第72条の２第１項第１号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る純支払賃借料の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

［５　同左］

第六号様式別表五の六（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙二十　挿入］

第６号様式別表５の６記載要領

１　この明細書は、法第72条の２第１項第１号イ又は第３号イに掲げる法人が、法附則第９条第13項から第16項まで又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法附則第９条第13項から第17項までの規定による控除を受ける場合（令和３年４月１日から令和５年３月31日までの間に開始する各事業年度においてこれらの規定の適用を受ける場合に限る。）に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

［２　同左］

３　法第72条の２第１項第１号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る「報酬給与額⑳」から「付加価値額からの控除額㉞」までの各欄の金額について、計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。